

ほっ た ゆき よし
堀 田 幸 義

学位の種類	博士（文学）
学位記番号	文博第154号
学位授与年月日	平成15年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科（博士課程後期3年の課程） 歴史科学専攻
学位論文題目	近世武家社会史の研究 －身分格式・儀礼・名前に着目して－
論文審査委員	（主査） 教授 大藤 修 教授 今泉 隆雄 助教授 柳 原 敏 昭 教授 佐藤 弘 夫

論文内容の要旨

本研究は、近年、民衆史研究において隆盛を見る社会史的ないし生活史的視座からの論考に触発されつつ、従来の近世武家社会研究では見過ごされるか、あるいは全く目が向けられなかった問題のうち、武士たち個々人やその家族の日常を理解する上で重要であると思われるテーマについて、少しく実証的に考察した三部構成七本の小稿によって構成されている。具体的には、仙台藩を対象に、「身分格式をめぐる問題」、「儀礼をめぐる問題」、「名前をめぐる問題」といった三つのテーマについて取り上げることとする。以下、各部各章の内容要旨を述べる。

第一部 身分格式をめぐる問題

武士の身分格式の問題はその人間の属する「家之格」＝家格に着目し説明されることが多く、また、幕藩官僚制の問題を論じる時にも家格制に基づく任用という閉鎖的側面が強調され易い。こうした側面ばかりに注目すると「家」の格式に縛られた硬直化した社会を想像しがちとなり、武士たち個人の身分的昇降の存在とその実態解明について目が向くことはないが、彼等の身位に着目し、そのあり方を見ていくことにより違った側面が見えてくる。

「第一章 近世武家の身位とその構造」では、武士個々人の身分・地位＝身位がどのようにして構成されているのかを、仙台藩の門閥層や藩陪臣の「家之格」・「家之列」・「御役目之列」、そして個別に付与された「班列」（「列」）に着目し考察することで、幕藩官僚機構を閉鎖的な

ものと見るかどうかという議論とは異なる見方を提示した。

仙台藩の家臣団は門閥・平士・組士・卒の四つに大別でき、門閥はさらに一門・一家・准一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出に分かれ、これらの家格階層構造は初代藩主政宗～四代綱村の治世（天正一二年<一五八四>～元禄一六年<一七〇三>）に整備されたと言われており、七代藩主重村の安永元年（一七七二）～八代齊村初期の寛政四年（一七九二）まで二〇年の歳月をかけて編纂された『伊達世臣家譜』には、一門（一一家）、一家（一七家）、准一家（一〇家）、一族（二二家）、宿老（三家）、着座（二八家）、太刀上（一〇家）、一番座召出（三八家）、二番座召出（五一家）の計一九〇家について記載されている。掲載されている順番は編纂当時の「家」の序列を表すものと思われ、家格制が確立した段階での姿を見ることができる。

「家之格」すなわち家格が特定の格式を有する家々のグループ＝階層間の序列であるとするならば、「家之列」とは「家之高下」であり、個々の「家」相互の上下関係を最も端的に表すものである。その成立時期は家格ごとに違いがあり一様ではないが、いずれも、当主個人の身位（＝「座列」）と「家之列」とが未分離の状態にある段階から、世代交代を経ても原則的には上下することがない「家之列」が徐々に決定してくことになる。

一方で、二代藩主忠宗期以降本格化していく官僚制の整備は、役職の支配系列だけではなく役職序列をも生み出すことになり、その結果として、「家」とは切り離された従事する役職に基づく個人の身分・地位である「御役目之列」が発生し、「役列」においてその序列が明示されていくことになる。

管見の限り「役列」規定の初出は五代藩主吉村の享保一三年（一七二八）で、これにより、例えば、御奉行は若年寄より「列」が上で若年寄は御簾奉行より上などというように各役職間の上下関係が明確にされただけではなく、家格着座当主のうち無役の者は御目附使番の次などというように、家格階層秩序をも含め藩士の身分序列が統一的に把握されることとなったのである。そして、近世全般にわたり地方知行制がとられた同藩では、大身の家臣ほど多くの役職をその「家」内部に抱え独自の家格制を設け「役列」を定めており、構造的には藩のものと近似していたことがわかる。

各役職内部にもそれぞれ上下関係が存在し、個人の身位が誰より上で誰より下か明示されていたが、注目すべきは、藩や給人家が有能な者に対する個別的な位置づけを行っていた点である。すなわち、人によっては「御役目之列」とは必ずしも一致しない「御斑列」（「列」）＝座次を与えられており、逆に罰則として「列」を下げられることもあったのである。中には、「家之格」や「家之列」では劣るものの個人的な身位は相手より上であるという関係も見られ、武士社会が独特の規範観念を持ち特有の名誉意識に支えられていたことを考えれば、こうした藩士や陪臣への「列」付与が彼らの名誉意識を喚起し満足させるものであったことは間違いないであろう。

これが仙台藩特有のあり方かどうか今後突き詰める必要があるが、幕藩官僚制の問題も、近世社会が身分制の社会であるという前提に立った上で、それが持つ負の側面ばかりではなく身分制社会だからこそ効果を発揮する側面にも着目すべきである。

なお、儀礼重視の風潮、嫡子の地位の安定や器量よりも血統を重視する傾向の現れ、あるいは親族秩序の確立を目的とした服忌令の成文化（貞享元年<一六八四>～元文元年<一七三六>）などと相俟ってか、近世中期以降の仙台藩伊達家では、家族内部における個々の成員に

も身分的な上下関係があり「家」内部におけるそれぞれの「御列」が明確に定められていた。

仙台藩における家臣団統制策としての様々な生活規制も「役列」上の格づけを基準に定められており、そのうち書札礼規定に関わる問題を「第二章 仙台藩における身分格式と書札礼」において詳述した。

文書主義の浸透が相互に文書をやり取りする回数を必然的に増加させたことは想像に難くないが、仙台藩では、主に文書に認める差出書や充書の書き方に差を設けることで、双方の身分関係を表していた。すなわち、苗字様式による区別や充名に付す敬称の種類とそのくずし方による区別の組み合わせで、相手に対する礼の厚薄を示している。

差出書は家来名（奉書）→無苗字→片苗字→諸苗字の順番に厚礼となり、充書は逆で諸苗字→片苗字→無苗字→家来宛（披露状）の順番に厚礼となる。「様」と「殿」のくずし方にはそれぞれ「①様、②様、③様（永様）、④様・⑤様（美様）、⑥様・⑦様（平様）」（①が最も厚礼、⑦が最も薄礼）と「①殿、②殿、③殿・④殿（二ツ懸殿）、⑤殿・⑥殿（一ツ懸殿）、⑦殿、⑧殿、⑨殿」（①が最も厚礼、⑨が最も薄礼）があり、「老」のくずし方にも「①老、②老、③老」（①が最も厚礼、③が最も薄礼）の違いがあった。藩の法令では専ら苗字様式について決められているが、中には敬称の種類やそのくずし方をめぐる一件を書き残している史料も散見され、また、例えば充名に美様を付した文書にはそれ相応の「文言」を書くことが求められるなど、文面との釣り合いも重視されていたことがわかる。

仙台藩における各役職間の文書授受に関しては、管見の限り、正徳四年（一七一四）と享保一五年（一七三〇）に書札礼についての取り決めが確認でき、享保一五年令は近世後期以降に成立したと思われる同藩の法制関係史料中にも書き留められているので、享保期以後もその基本的枠組みは維持されたと言える。これらの規定によれば、各役職相互の文書授受に臨んでは、発信者・受信者双方の「役列」上での位置や支配系列の違い、あるいは文書の類別などにより書札礼が決定し、支配頭と配下の者だけではなく、同じ支配下に属す者同士も同様の基準で礼の厚薄を決めたと思われる。

そして、藩の目付と彼等が取り扱う「駕籠乗願」の事例からは、各役職ごとにその職務内容に従って、作成すべき文書の種類と発給文書の書札礼が決められ、かつ必要に応じて別の部署の例を参照したことがわかる。また、各給人家でも、藩同様の流れで、自家の「役列」に基づく書札礼規定を定めていた。

ところで、一八世紀後半以降多くの藩で無礼禁止令が出されているが、複雑で交錯する身分規定に加え、商品貨幣経済の発展に伴う奢侈的な時代の雰囲気や打ち続く飢饉等の災害に起因する藩財政の窮乏と、領内の疲弊による階級闘争の激化など、あらゆる要素が身分的な上下関係の弛緩をまねいた近世中期以降の仙台藩でも、正徳二（一七一二）～天保五年（一八三四）の一二年間に一三回にわたって無礼禁止令を出している。興味深いのは、藩が身分制維持の観点から藩士や領民に書札礼遵守を促している点で、日常的な文書の授受にあたって身分相応の書札礼を互いに守らせることにより、「御直参倍臣之分しかと相立」て、「士凡之分しかと相直」させようとしたことがわかる。

官僚制の整備や文書による統治、文書主義の浸透によって、藩の役人などと直接文書のやり取りをする大肝入・肝入や検断などに対しても書札礼遵守が求められ、領民をも巻き込んだ形での書札礼秩序が形成されることになる。書札礼違犯があちこちで取り沙汰され、時に違反者が処罰されるようになると、役職や身分の如何に関わらず、藩の官僚機構の最上層部から末端

の大肝入・肝入レベルまでもが、各自の文書発給範囲に応じて書札礼に関わる先例を書き留め、極めて詳細な文書作成マニュアルを所持する者まで現れるようになっていった。

第二部 儀礼をめぐる問題

日本近世史分野においては、一九八〇年代後半頃から儀礼の研究が盛んに行われるようになり、近年では、武家の日記史料などに描かれた儀礼行為の分析から、儀礼を通して見る領主・領民関係が浮き彫りにされてきた。第三章と第四章では、近年盛況を見るこうした儀礼研究の成果に導かれつつ、仙台藩家格着座高野家の家記録（『高野家記録<慈雲君事跡録>』）を用い、江戸中期（元禄～元文期）に生きた武家の家族関係・親類関係・主従関係の一端を探ることを目的に分析を行った。

まず、「第三章 近世武家の年中儀礼」においては、近世中期元禄～享保の頃、高野家ではどういった年中行事を行っていたのか、そして、そうした儀礼的行為の分析によりどういった論点を提示できるのかという課題意識を持ちながら『高野家記録』を読み込み、毎年繰り返される年中行事を表化するとともに、特に、(一) 年始、(二) 法華塔供養、(三) 三陽山江湖・諸寺への月牌料進上・盆、(四) 生身霊御祝義・歳暮、(五) 油、(六) 誕生日、(七) 心経会・各種の祭・上々様并御自分祈禱・湯殿山祈禱・竈清・月番時祈禱、といった行事を取り上げ、(一)は、さらに、① 伊達家と高野家、② 高野家と家臣、③ 高野家と領民、④ 高野家と寺社・修験に分け考察した。

まず、(一)について。家格着座の高野家当主が年頭の挨拶に臨んで、伊達家成員のうち誰に対して何を行ったのか、その具体的内容について見たところ、主に「年始之御祝義」を言上することと「御太刀馬代」を献上することに分けられることがわかる。注目したいのは、それが誰に対して行った行為かということである。「御太刀馬代」を献上する相手は、「品川様」（仙台藩三代藩主伊達綱宗）、「大屋形様」（四代綱村）、「屋形様」（五代吉村）、「御曹司様」（後の六代宗村）の四人、すなわち伊達家家長に就いた者（隠居者）、就いている者（藩主）、就く者（藩主世子）だけであり、その他は、たとえ藩主になる可能性がある側室腹の男子（「御曹司様」の異母兄弟）であっても、その対象者からは外れることになる。伊達家の女性に対する「御肴代」献上も「大御前様」（綱村正室・稲葉氏仙姫）と「姫君様」（吉村正室、宗村実母・久我氏貞子<冬姫>）のみが対象となっており、藩主側室は勿論のこと藩主の娘たちでさえも除外されていた。

第七章で詳述するように、仙台藩では、近世中期の四代藩主綱村期以降、藩主家内部の嫡系中心の「家」内秩序が呼び名の違いを以て表現されるようになり、主従関係の確認・再生産をはかるためになされる年始の儀礼行為も、こうした「家」の代表メンバーを対象に行われたのである。それは、高野家内部の儀礼行為からも見いだせ、「家」の代表者たちは生まれ落ちた時からその一員となり、一個の「個」として確認され、贈答儀礼を受ける対象者とされていた。

(一)の④と(二)・(三)の事例からは、高野家では霊供養の実際的な執行者である僧侶との個別人格的な繋がりを特に重視していたことがわかり、また、祖霊だけではなく寝食をともにした家族・血縁者それぞれのために供養をするという霊供養の二重構造が見られた。例えば盆の記事を見ても、高野家では、先祖代々の菩提寺である高田山保昌寺以外にも、様々な場所へ布施を贈っていたことがわかる。さらには、同一人物が複数の場所でしかも宗派の異なる寺で供養されており、寺檀関係は無かったにしろ、その死後様々な宗派の寺において供養する場合もあったの

である。

また、(三)の事例からは、高野家の妻と実家との関係が婚姻によって隔絶した訳ではなく当然その繋がりも維持され、嫁とその両親との供養・被供養関係も彼女が生きている間は保障されていたことがわかった。(四)の事例から血縁者による(血縁者の名前での)贈答行為をもっともだとする社会的通念の存在が読みとれ、日頃行われているこうした血縁的紐帯に基づく贈答行為をも合わせて考えれば、幕府の服忌令において、夫も妻も相手の血縁のためには服忌を受けず自己の血縁に対してのみ服忌を受けるのが原則であったことや、嫁から夫の父母に対してだけ例外的に服忌を生ずるものの、その日数は自己の父母に対するよりも一段低いとされていたことも納得がいくのではないだろうか。

(五)の事例からは、高野家では当主の妻や女性家臣たちを対象とした年中行事を行っており、それが女性の主従関係の確認・再生産の場であったことを指摘した。女性を対象とした年中儀礼は他藩の給人家でも行われており、奥向きの年中行事の分析は、こうした女性同士の主従関係のあり方を明らかにする上で有効であろう。(六)の事例からは、「個」と「個」の結びつきと儀礼的場における関わり方、そして「家」観念との相互関係について論じ、個々人同士の関係もそれが肥大化して「家」への奉公という枠からはみ出すような場合には修正が求められるとした。

最後の(七)の事例では、高野家の「家」内部における宗教者(修験)の役割について年中行事を通して見てきた。同家では、家中寺院である安養寺や伝正院・大浄院・観明院といった修験たちに、領民を対象とする祈祷行為や農耕儀礼的な祭などを担当させているが、彼等と給人との関係は、このように領主祈願を通じた領民の心意統治を行う場においてのみの結びつきだった訳ではなく、高野家成員のための全くの個人的な祈祷も執行させていた。そして、「家」内部の年中行事を行う上で一定の役割を持たせ、彼等の身分も明確に規定しており、家臣団内部における地位の高さが推測できる。

「第四章 近世武家の人生儀礼」では、高野家一八代武兼が同家家長となるまでの過程を追うとともに、彼の先祖意識について探った後、同家の産育儀礼に注目し子供や妻の問題について考察した。

武兼は、実家鈴木家から仙台藩の中間番士で能楽師の家柄である桜井家へ、そして家格着座高野家へ、生涯のうちに二度も養子に行くという特異な経験を持つ人物である。彼と伊達家との関係は、仙台藩四代藩主伊達綱村の元禄四年(一六九一)閏八月二五日に月俸金二〇両・穀一〇人分で仕え始めた時点まで遡るが、同年一〇月二九日には桜井伊兵衛重長との養子縁組を命ぜられ、仕官当初の名前である鈴木清六郎から桜井七九郎に改名している。

後の伊兵衛実子長次郎の誕生とともに別家し、元禄九年(一六九六)七月二日、高野家一七代與總左衛門俊兼へ再び養子縁組の命を受けた際には、その義弟に自らの加増の地六百石のうち一五〇石を分与している。こうして家格平士桜井家のしかも分家筋にしか過ぎなかった武兼が、一夜にして家格門閥層である着座高野家の世子となり同家を継ぐこととなるのである。

とは言っても、彼は他姓から養子に入った人物であり、高野家の先祖や同族に対する思い入れはそれほど強くなかったようである。おまけに、武兼が生きた元禄～享保という時代は、親類関係回復を志向したという服忌令も功を奏さず同族の意義自体が問われる歴史的段階にあり、そうした中で高野本家と同姓他家との関係も、「親類」同然の交際関係があっても両家の

「続」については曖昧な知識しかなく、また藩側も「親類」の範囲を「続」が明確にわかる範囲に限定しようとしていたのである。

片や武兼自身は、実父母を同居させ養父俊兼とは別居しており、実兄が高野家政に関わるなど、実方との関係は密接なものがあり、鈴木家の先祖に対する思いも相当なものがあったことがわかる。

続く、同家息女の産育儀礼分析からは、以下の二点がわかった。第一に、次期家長候補者である武兼嫡子倫兼と他の子供を比べた場合には嫡庶の別とでもいうような差異が見られ、近世中期の世にあって、それはある程度社会通念化していたことがわかる。そして、倫兼の産育儀礼は「家」の祝いとしての側面が強く、他の子供たちの場合はその子供個人の祝いという側面が強かったのではないと思われる。また、「慈雲君事跡録」を通覧していて基本的に子供に対する差が見られるとするならば、それは母親の差に繋がり、すなわち、子供の扱いの差は母親が正室か側室かに起因するように思える。これは逆に言うこともでき、子供の地位が母親の地位の変更をもたらすのである。

第二に、妻の問題についてである。高野家家臣たちは主家の子供の節目の祝いに対して当然祝儀を献上するが、その際には必ず「御家老妻」・「御家老女房」に代表される表現が出てくる。つまり、身分格式の高い特定家臣の妻は、夫とは別に祝儀を献上するメンバーの一人であり、時には祝いの侍食の場に姿を見せることもあったことがわかる。したがって、高野家成員のハレの場には男性家臣・女性家臣（乳母など）だけではなく、家臣の妻の姿も見る事ができる。逆に言えば、「一通之女房」たち、はそうした祝いの場への直接的・間接的な参加が求められたのである。同じような事例は、高野家以外の同藩給人家あるいは他藩給人家にも見つけることができる。

第三部 名前をめぐる問題

「第五章 近世武家社会における実名敬避俗と禁字法令」では、仙台藩が家中の実名（諱）を対象として実施した禁字政策の創出過程と、その歴史的背景を明らかにすることを課題に、藩士たちが実際に名乗った諱字を一文字ずつ解析するとともに、関連する藩の法令をも読み込むことで、習俗としての実名敬避慣行が法制化・成文化される過程を藩政史の中に位置づけ、その近世的変容過程を跡づけた。

仙台藩伊達家では、近世初頭から一貫して禁字法令が出されていた訳ではなく、家臣等による避諱改名行為も現実の主従関係に基づきなされるのが主で、主家の先祖の諱字を憚る様子はなく、主君の息子と同名を名乗り続ける者さえいた。こうした状況が変化するのは四代藩主綱村期の貞享四年（一六八七）からで、以後、藩主家成員の「名」を中心に、同名禁止令や個別の禁字法令が幾度も出されるようになる。伊達家の通字である「宗」字についても四代綱村～五代吉村期に禁字指定を受け、「すぎと宗之字名乗被申候」という状態が是正され、家臣によるその触犯が禁じられることとなるが、それには綱村主導の下で進められていた系図考証作業や正史編纂事業、そして同藩における当該期の君臣関係紀律化の影響が看取できる。

古く由緒正しき大身の家臣を何人も抱える当時の仙台藩伊達家では、現実的な藩政運営の面でも藩主権力が一門衆や奉行衆の制約を受けることがしばしばあり、綱村の隠居も強制隠居と呼べるものであった。しかし、その養子吉村は家臣の抵抗をよく抑え改革を断行しつつ、一方では綱村期以降の家系考証作業や正史編纂事業を通じて自家の正統性を誇示するとともに、禁

字政策をも引き継ぎ、ついには藩主の家族は勿論のこと伊達家累代家長の諱字をも含んだ、伊達の「御家」を中心とした禁字システムを創り上げ、人名の上でも藩主家に対する触冒を禁じるようになったのである。

そして、近世中期以降発布され続けることになる禁字法令は領民へも伝えられ、それによって六〇過ぎの女性が改名する必要に迫られるという事例まで見つけることができるのである。

こうした禁字の問題は、仙台藩固有の問題として片づけられるようなものではない。仙台藩の武家社会では、藩主家成員及びその先祖たちの諱字や仮名（通称）を避ける形での「名」文化が広がっていたが、他藩にもそれぞれ固有の「名」文化が広がっていたと見るべきであって、その実相を広く探っていく必要があるのではないだろうか。

「第六章 仙台藩における苗字の敬避・免許・売買」においては、高野家家臣や藩の凡下御扶持人層、あるいは大肝入の苗字などについて、若干の考察を加えた。

まず、「第一節 苗字の敬避慣行」で、実名敬避慣行ならぬ苗字敬避の慣行について、高野家家臣の事例から紹介した。前章で見たように、仙台藩では、近世中期を境に中世以来の実名敬避慣行が、伊達家を中心とした禁字システム構築の過程で近世的な変容を遂げながら成文化され法制化されていくこととなり、結果的に無限に広がり兼ねない「名」（仮名＜通称＞＋実名）の敬避観念にも一定の枠が設けられた訳だが、「苗字敬避俗」を制限する成文法は管見の限り発布されておらず、拡大解釈してしまう可能性はあった。しかし、直接仕える主君の苗字を避けるのが基本であり、主君の親戚筋の苗字までも憚ることで、自らの「家相続之称号」を簡単に改めるようなことは、当時の慣行からしてもやや行き過ぎた行為であったことが、藩陪臣レベルの議論からではあるが、読み取れる。

すなわち、例えば、藩の陪臣たちが自らの主君の主君である藩主の苗字（＝「伊達」）を憚るといった、「苗字敬避俗」のタテの広がりはあるにしても、主家と縁戚関係にある他家の苗字を憚り自分の苗字を改めるといった、ヨコの広がりは一般的ではなかったものと判断できる。

「第二節 苗字の免許」では、役職と苗字の関係について述べた。仙台藩家格着座高野家では、藩の身分規定から言えば間違いなく領民一般と同じ「凡下」身分の取り扱いを受ける同家足軽に対し、「蔵守」を務めることで苗字を免許し、なおかつ「年久相勤」めたことで退役後もそのまま苗字を名乗り続けさせている。勿論、苗字を名乗らせたと言っても、高野家中内部においてのみ、あるいは、同家知行地内においてのみ公称させたのかもしれないが、藩による苗字御免とは別に、給人独自の苗字免許もあったことに注目したい。

藩の足軽層などについても同様の事例を見つけることができる。藩の足軽小頭なども、先の高野家家臣と同じように、「役目」を何年も実直に勤め上げ御役御免となったような場合には、代々は無理でも「己一代」に限ってそのまま苗字を称すことができ、逆に「勤役ヲ怠慢」し「役目」を除かれるといった時には、即座に苗字も名乗れなくなるのであった。なお、役職と苗字の関係は、仙台藩の「大肝入」や「宿々検断」についても指摘でき、それは、大名の参勤交代制の整備や文書主義の浸透を背景に、「大肝入」や「宿々検断」たちが職務を果たす上で苗字を公称する必要があったことを物語っている。

「第三節 苗字の売買」では、苗字の持つ身分的特権としての側面について言及している。身分的特権としての苗字帯刀を金銭によって売買するという行為は、近世後半期以降藩財政の逼迫から諸藩で行われていたが、仙台藩でも安永八年（一七七九）の九月頃に「村肝入共え苗

字を称し刀帶事 御免為御礼金廿三切充可献由 国家命」があった。ただし、献金行為により苗字を取得した者は、苗字を手に入れても「部屋住并隠居之者」たちは苗字を名乗れず、本人一代限りの苗字免許であったことがわかる。

最後に「家」の後継者と苗字の問題について触れた。「家相続之称号」である苗字を名乗る者やその後継者は、「家」の永続を第一の課題として背負わされており、「得度も無商物いたし、利分ハ無之倒れ杯いたし借金高相倍」という事態に陥り、「家」存続の危機を招く訳にはいかなかったこと、ましてや「家」を傾け先祖祭祀さえもできない「絶祀」となることは、自分の死後の安寧を考えた時、「苗字を名乗候其身」や「惣領ニ相立候者」だけの問題ではなく、厄介者たる「二三男」たちの問題でもあったのである。

「第七章 近世武家社会における呼び名と『家』内秩序」では、主として仙台藩伊達家や同藩給人高野家の各「家」成員の呼称を素材に、「家」内秩序と関連づけて考察した。

特定呼称（＝身分呼称）の付与は身分的な格づけへと結びつき、呼び手にその地位を認識させる機能がある。勿論、それらの呼称には「避称」としての側面もあるが、徳川將軍家や仙台藩伊達家、仙台藩給人高野家という各「家」内部において、「上様」・「御簾中様」・「若君様」、「屋形様」・「御前様」・「御曹司様」、「若檀那樣」・「若奥様」・「若生様」などのような呼称が付けられる時には、その人間が特定の地位に就く人物であることを呼び名の付与を以て表明するという意味合いが強いように思われる。

そして、「家」内部における呼び名の設定は、隠居とその正室、当主とその正室、世子とその正室などといった嫡系家族を中心としたきわめて狭い範囲に限られており、こうした嫡系家族を各「家」を代表するメンバーであると考えれば、その呼称は代々変わることはなく「家」内秩序が呼称によって表現されており、本研究第三章における伊達家や高野家の年中儀礼分析から、家臣たちからの儀礼的行為を受ける対象も、彼らが中心であったことがわかる。

將軍の世子以外の息子たちが「若君様」と呼ばれることは無く、仙台藩伊達家や同藩給人高野家でも世子以外の男子が「御曹司様」や「若旦那様」と呼ばれたりせず、嫡子以外の男子は特定呼称が付与されることもなく、その人間の個人名（＝個人呼称）で呼ばれたのである。藩主の娘たちは正室腹か側室腹かで呼ばれ方が全く異なっており、正室が産んだ娘は「～姫様」で側室が産んだ娘は「御～様」と呼ばれ、側室腹の娘が正室の養女となれば「～姫様」と呼称変更されるなど厳密な嫡庶の別が確認でき、側室たちの身分格式も呼称の違いとなって表されるのであった。

仙台藩伊達家成員の例を見る限りでは、こうした呼称規定は近世初頭から一貫して使われていたものではなく、家督相続の問題などと連動しながら「家」内秩序の歴史的変遷を経た上で確定が進んでいったことがわかる。そして、こうした日常的に呼び交わされる身分呼称自体が、徳川將軍家を頂点とするヒエラルヒーや藩の本末関係、藩内での家格階層構造の制約を受けているのである。

論文審査結果の要旨

本論文は、仙台藩を対象に、身分格式・儀礼・名前の分析を通して個・家・社会三者の関係

を考察し、近世武家社会像を構築しなおすことを試みたものである。序章と本論3部7章、および終章から構成される。

序章では、それぞれの家の構成員個々人に照明を当てて家・社会との関係を問い、社会史的・生活史的視座から近世武家社会像を描くという、自身の問題関心と視角を示し、その研究史上の意義について述べる。

第1部「身分格式をめぐる問題」は、従来、近世武家社会の身分格式は家格制として論じられ、幕藩官僚制に関しても家格にもとづく任用という閉鎖的な側面が強調されがちであったのに対し、武士個々人の身分・地位＝身位に着目して、その身分的昇降の実態を解明し、家格制に縛られた硬直化した武家社会というイメージに修正を迫ろうとしたものである。

第1章「近世武家の身位とその構造」では、武士個々人の身位がどのように構成されていたのかを、仙台藩の門閥層や藩陪臣の「家之格」（特定の格式を有する家々のグループ＝階層間の序列）、「家之列」（個々の家の上下関係）、「御役目之列」（役職の序列）、「班列」（個々人の序列）に着目して考察する。個人の身位を能力によって家の格式・序列を超えて上げている事例を見だし、個々人の身位制度は、武士の上昇志向を満足させ活動的なエネルギーを引き出すとともに、巧妙に家臣団を統制するシステムであったと評価している。

第2章「仙台藩における身分格式と書札礼」では、仙台藩と大身家臣の家では、近世中期に家格・役職序列・家内の地位の三者を統合して個人の身分的序列づけが制度化されるとともに、それに応じた書札礼の体系が整えられたことを明らかにし、それが身分制秩序を維持する上で果たした機能に論及している。個別藩レベルにおける身分格式と書札礼の関係を詳細に分析した初の研究であり、近世古文書学にとって貴重な成果である。

第2部「儀礼をめぐる問題」では、仙台藩給人高野家の家記録を素材に、年中儀礼と人生儀礼の分析を通じて家族関係や社会的諸関係にアプローチする。

第3章「近世武家の年中儀礼」では、近世中期の高野家の年中儀礼を明らかにし、その分析から高野家と藩主伊達家との関係、高野家と家臣・領民・寺社との関係、高野家の妻と実家との関係などを解明している。

第4章「近世武家の人生儀礼」では、高野家に養子入りした武兼が一八代当主となるまでの過程を追うとともに、彼の先祖意識を探り、そののちに同家の産育儀礼の分析から子供や妻の問題を考察している。

第3章で、高野家では当主の妻と女性家臣との間で独自の奥向きの年中行事が行われ、女性の主従関係を確認・再生産する機能を果たしていたことを、第4章で、高野家の重臣の妻は主家の子供の節目の祝いに際して夫とは別に祝儀を献上し、時には祝いの侍食の場にも姿をみせていたことを明らかにした点は、近年盛んになりつつある近世武家女性史研究に貴重な事例を提供するものである。

第3部は「名前をめぐる問題」について扱う。

第5章「近世武家社会における実名敬避俗と禁字法令」では、仙台藩が17世紀末以降に禁字政策を打ち出していった契機と意義を、家臣たちの実名敬避慣行の実態および藩政史との関係で考察する。近世初期には家臣たちの実名敬避は現実の主従関係にもとづいてなされるのが主で、主家の先祖の諱字を憚る様子はなく、主君の息子と同名を名乗り続ける者さえいた。それに対し4代藩主綱村は、17世紀末より藩主家成員の名を中心とした同名禁止令や個別的な禁字法令をたびたび発するようになり、次代藩主吉村は、藩主の家族のみならず伊達家累代家長の

諱字をも含んだ、伊達の「御家」を中心とした禁字システムを創り上げた。論者はその契機と意義を、綱村期より行った系図考証作業や伊達家の正史編纂事業による自家の正統づけと、君臣関係紀律化との関係で論じている。

第6章「仙台藩における苗字の敬避・免許・売買」では、主従関係にもとづく苗字敬避慣行、役職との関係における苗字の免許、身分特権としての苗字公称権の売買などについて検討する。近世の苗字に関する論考は少なくないが、本稿では従来とは異なった観点から考察を加えている。

第7章「近世武家社会における呼び名と『家内』秩序」では、徳川將軍家、仙台藩主伊達家、仙台藩給人高野家を事例に家成員の呼称を検討し、近世中期に嫡庶長幼の序にもとづく家内秩序が確立するとともに、嫡系成員は家内での地位に応じた特定の身分呼称で呼ばれるようになり、その呼称は武家社会のヒエラルヒーにおいて家の占める位置を表示してもいたことを明らかにしている。

終章では、各部のテーマごとにまとめを行っている。

以上が本論文の要旨である。従来の近世武家社会論は「家」論を基軸にしたものが多く、近世武士の個としての自立性に着目した論考も登場してはいるものの、家の構成員個々人は視野に入っていなかった。本論文で示した視角は近世武家社会研究に新たな地平を切り開く可能性をもっており、その視角から試みた具体的な分析は、幾多の新たな事実を解明し、今後の研究の指針となる論点を提示している。とりわけ苗字以外の名前をめぐる問題の研究は近世史では嚆矢をなすものであり、高い評価を与えてよい。史料の博搜と堅実な論証に裏付けられた論考は高いレベルに達しており、斯学の発展に寄与するところ大なるものがある。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。